

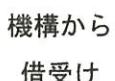
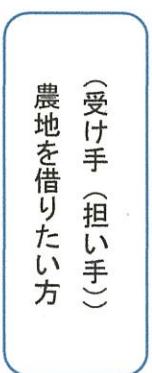
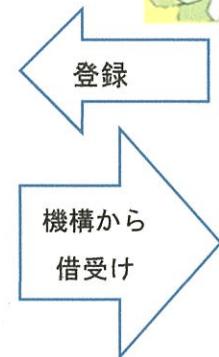
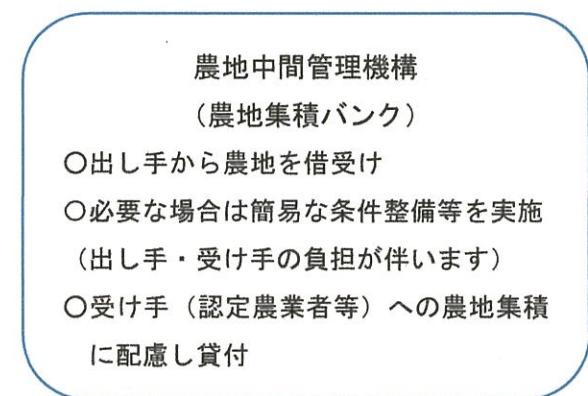
# 農地を貸したい方 借りたい方

## 農地中間管理事業を活用しませんか

通常の農地の貸し借りは、農地所有者と農業者（個人）又は担い手の方が直接契約しますが、農地中間管理事業では農地中間管理機構という組織を介する形になります



### 農地中間管理事業の仕組み



### 農地集積バンク事務手続き等の主な見直し

#### 法律改正（令和元年度）に伴う見直し

農地の集積・集約化を今まで以上に進めるため、農地中間管理事業が見直され、地域内の連携を進めやすくしようと新しくなりました

##### ○人・農地プランの実質化の推進

\* 人・農地プランの実質化（アンケート調査を実施し、地域内の農地について耕作者等の年代情報や後継者の確保状況など地域の現況を地図に落とし込み、地域の状況を把握します。作成した地図などをもとに、地域でしっかりと話し合い、中心経営体への農地集約化など実効性のあるプランを作成します）

##### ○貸借の手続きが簡素化されました

\* 農地の借入・転貸について、市町村の集積計画のみで権利の設定ができるようになりました

\* 県での縦覧が廃止となりました

## 事務手続き上の主な留意点



- 農業振興地域内の農地等を借り受けます
- 借り受ける農地は登記されている方の名義になります（登記事項証明書等）
- 借り受け期間は10年以上です（機構関連農地整備事業の場合15年以上）  
\* 経営転換協力金の交付を受けるためには更に以下の要件が必要となります
- 機構に貸付ける前の1年前は自作地であること
- 所有している農地内に遊休農地がないこと  
\* 手数料として出し手と受け手から毎年賃借料の1%相当額がかかります

## 事業活用のメリット

### 出し手のメリット



- 公的機関が農地を預かるので安心です
- 賃借料が金納の場合機構から直接受け取ることができます
- 契約期間満了後は、確実に農地が戻ります
- 要件を満たせば「機構集積協力金」の交付が受けられます
- 農地に関連した税制面での優遇措置が適用されます（固定資産税の軽減措置、相続税、贈与税の納税猶予）

### 受け手（担い手）のメリット

- まとまりのある農地を借りることができ、農作業の効率化とコストダウンが可能となります
- 経営規模拡大により安定的で効率的な農業経営が可能になり、後継者確保にもつながります
- 農地の出し手が複数いても、機構との契約だけで済みます

## 個人を対象とする支援

### ○経営転換協力金

交付対象者：農業部門の減少により経営転換する農業者

リタイアする農業者

農地の相続人で農業経営を行わない者

交付単価：

	交付単価	上限額
元～3年度	1.5万円/10a	50万円/1戸
4・5年度	1.0万円/10a	25万円/1戸

交付要件： 農地中間管理機構に対し、すべての農地を、10年以上貸し付ける必要があります

\* 4、5年度は、地域集積協力金と一体的に取り組む場合についてのみ交付対象になります。

(注) ①農業振興地域外の農地、②農業振興地域内の10a未満の農地、③経営転換の場合の減少部門以外の作物を栽培するための農地は、農地バンクに貸し付けなくてもかまいません

## 地区を対象とする支援

### ○地域集積協力金

「実質化した人・農地プラン」の策定地域を対象として、地域内のまとまった農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手への農地集積・集約化を図る場合に協力金が交付されます。

#### ・集積・集約化タイプ

機構を活用して担い手への農地集積・集約化に取り組む地域を支援します

交付要件：交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されること

	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
区分3	70%超	30%超50%以下	2.2万円/10a
区分4		50%超	2.8万円/10a

#### ■機構の活用率

$$\frac{\text{当該年度の貸付面積}}{\text{地域の農地面積}} \times 100\%$$

(前年度までの貸付面積除く)

#### ■中山間地域は、中山間地農業ルネッサンス事業の実施地域

注1 機構への貸付期間が6年未満の農地は交付対象外（機構の活用率の算定には加える）

注2 東日本大震災の津波被災地域及び原発事故による避難区域等は、上記単価に0.3万円/10a上乗せ

注3 一般地域における2回目以降の申請の場合は、区分1の20%超を10%超とする

#### ・集約化タイプ

担い手同士の耕作地の交換等により農地の集約化に取り組む地域を支援します

交付要件：次のいずれかを満たすこと

・地域の農地面積に占める担い手の1ha以上（中山間地及び樹園地については50a以上、北海道については別途設定）の団地面積の割合が20パーセントポイント以上増加することが確実と見込まれること

・既に担い手の1ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域において、担い手の1団地当たりの平均農地面積が1.5倍以上となることが確実と見込まれること

	機構の活用率	交付単価
区分1	40%超70%以下	0.5万円/10a
区分2	70%超	1.0万円/10a

※集積・集約化タイプと集約化タイプの同一年度での重複交付なし

### ○農地整備・集約協力金

農地耕作条件改善事業に取り組む場合の農業者負担を軽減するため、協力金を交付します

交付要件：対象農地が基盤整備済み地区に内在、又は隣接して、地域内で合計10ha（中山間は5ha）未満であること

対象農地のすべてが、目標年度までに担い手に集積され、農地中間管理権が15年以上設定されていること

対象農地を含む地域において、人・農地プランの見直し（実質化）を行うことなど

目標年度における 担い手の農地集約率	交付率（整備費に 対する割合）
100%	12.5%
90%以上	8.5%
80%以上	5.0%

#### ■担い手の農地集約率

$$\frac{\text{担い手に集約した}}{\text{事業対象農地面積}} \times 100\%$$

=  $\frac{\text{事業対象農地面積}}{\text{事業対象農地面積}}$

\*令和5年度までの時限措置

## 農地を貸したい よくある質問

Q 契約期間満了後に契約は自動更新されますか？

A 契約期間満了時に一旦所有者の方に返還されますが、再度契約を締結することは可能です

Q 契約期間中に農地を返してほしくなった場合は？

A 担い手との間に合意ができれば解約は可能ですが、経営転換協力金を受け取られた場合は、交付決定後10年以内は協力金の返還が必要となる場合があります。

Q 正式な農地法の手続きを踏まず農地を貸しているが、将来が不安なため、機構を通じて正式に農地を貸したいと考えている。具体的にどのようにしたらいいのか教えてほしい

A 先ず始めに現在借りている受け手が、機構の受け手として登録されている担い手であるかどうか確認する必要があります。確認するには「みやぎ農業振興公社のホームページ」または役場農政課までお問い合わせください。

## 農地中間管理事業以外での農地貸し借り方法

○農地法第3条

受け手：農業者（個人）、法人

契約期間：自動更新

○農業経営基盤強化促進法

受け手：認定農業者、認定新規就農者

契約期間：10年以上（基本）

お問い合わせ：大河原町農政課 農地中間管理事業担当

TEL 0224-87-6277

